

医師弘嗣会研修会等参加助成に関する申し合わせ

(目的)

第1条 本申し合わせは、横浜市立大学リハビリテーション科医師弘嗣会（以下「本会」という）規約第4条（2）に基づき、本会所属の会員（以下、会員という）が、専門医取得を図る目的のため、研修会等へ参加する費用の一部ないし全部を助成するにあたり、その詳細について定めるものである。

(申請資格)

第2条 助成金の申請資格は、本会所属の正会員で、かつ専門医を取得していない個人とする。

2 参加助成は、公的な研修助成金や研修費用を優先するものとする。

(申請方法等)

第3条 助成金の申請は、運営委員会に対し、参加研修会の名称、参加日程、申請費用を記載した書面等を提出することによって行う。申請期間は参加する研修会等の開催月の2か月前の運営委員会開催日までとする。

(助成金)

第4条 助成金は、原則として1件3万円以下とする。

(対象となる研修会等)

第5条 参加助成の対象となる研修会等は、下記にあげるものとする。

- (1) 日本リハビリテーション医学会学術集会（春季、秋季）
- (2) 日本リハビリテーション医学会関東地方会
- (3) 日本リハビリテーション医学会の主催・共催する実習研修会
- (4) 日本リハビリテーション医学会の主催・共催する講習会
- (5) 義肢装具等適合判定医師講習会

2 上記以外の研修会等への参加助成については、運営委員会で別途判断する。

(支給の決定)

第6条 助成金支給の是非は、運営委員会で協議の上で判断する。

附 則 本申し合わせは、平成31年4月6日より施行する。

本申し合わせは、令和5年7月25日より施行する。